

被扶養者を新たに申請する場合

健康保険法第3条第7項に被扶養者は、「主としてその被保険者により生計を維持するもの」とされており、書類により条文に適合しているかを判断します。被扶養者を新たに申請する際は、次の該当する全ての書類が必要です。

区分		必要書類				
		健康保険被扶養者(異動)届 *1	扶養事情申告書 *2	世帯全員の住民票 *3	下表「追加該当書類」	その他
子	出生児	○	○	○		
	中学生以下の子	○	○	○		
	高校生以上で学生の子 *4	○	○	○		学生証(写)
	15才以上で学生以外の子	○	○	○	○	
配偶者		○	○	○	○	年金手帳(写) *5
上記以外(父母・兄妹等)		○	○	○	○	生計内容申告書 *2

- *1 複写式のため事業所(所属)または健保組合より入手。2017年1月1日以降に初めて扶養に入れる方で、住民票に個人番号表記の無い方のみ、個人番号を記入。申請時に個人番号の提示が困難な場合は、申請後、1ヶ月以内に「個人番号届」*2を提出。
- *2 健保組合ホームページ『申請書類一覧』より印刷。
- *3 世帯主・続柄・筆頭者・個人番号は省略不可(提出時、認定対象者の個人番号には保護シールを貼付してください。認定対象者以外の個人番号はカットや黒塗りなど見えない形にしてください)。別居の場合は認定対象者の世帯全員の住民票。扶養履歴のある方で、除外後半年以内の再加入申請の場合は不要。状況により、下表の書類以外に追加書類を求める場合あり。
- *4 会社への税法上扶養の届出をしていない場合、「所得証明書」を提出。
- *5 20～59才の方のみ、基礎年金番号の記載ページ(写)を提出。尚、年金手帳の氏名が旧姓の場合は原本を提出。

「追加該当書類」

	認定対象者の状況		追加書類
1	過去2年間、現在に至るまでずっと無職の方		「所得証明書」または「非課税証明書」 〔・市区役所または市民サービスセンターで発行 ・申請する際に取れる最新のものを提出〕
2	1. 過去2年以内に退職した方	①勤務期間中、雇用保険加入の方	次の何れか1点(写) 「離職票2(1は不要)」「資格喪失証明書」「雇用保険受給資格者証」 〔雇用保険の基本手当日額が3,612円以上(60才以上5,000円以上)の場合、受給期間中は認定できません。〕
		②雇用保険の失業給付を受給終了した方	「支給終了」と打ち出された「雇用保険受給資格者証」(写)
		③勤務期間中、雇用保険未加入の方	「退職証明書 兼 雇用保険未加入証明書」*2 ※勤務期間を問わず、直近で退職した事業所の証明のみで可
		④出産手当金や傷病手当金を受給中または受給終了となった方	「支給決定通知書」(写)または「満了通知書」(写) 〔日額が3,612円以上(60才以上は5,000円以上)の場合、実際に手当金を受給している期間は認定できません。〕
		⑤任意継続を喪失になった方	任意継続の「資格喪失証明書」
	2. 上記1において退職・雇用保険受給終了等から半年以上経過し、現在無職の場合		「無職・無収入に係わる念書」*2
3	パートやアルバイト等により収入のある方	勤務期間が3ヶ月以上の場合	直近3ヶ月分以上の「給与明細書」(写) 〔平均して月11万円(60才以上は年金と合わせ15万円)を明らかに下回る場合に認定の対象となります。〕
		勤務期間が3ヶ月未満の場合	「雇用契約書」(写) ※入社日、時給、労働時間・日数等記載
4	障がい者の方		「障がい者手帳」(写) ※氏名・等級記載ページ
5	老齢年金、遺族年金、障害年金、恩給等を受給の方		「改定通知書」または「振込通知書」等(写) ※60才以上で年金等を受給していない方は「年金に係わる念書」*2
6	別居の方(世帯分離の場合も含む)		直近3ヶ月分の「送金の事実が分かるもの」(振込証明書等)
7	その他	自営業等をやめた方	「廃業届」(写) ※税務署受付印のあるもの
		農業、営業、不動産、配当等の所得がある方	「所得証明書」、過去3年分の「確定申告書」「収支内訳書」(写) 〔収入金額から直接的必要経費を除いた所得税法上の特別控除前の金額を収入として判断します。但し、減価償却費・接待交際費・消耗品費・雑費・退職引当金・租税公課・損害保険料・借入金利子・修繕費は直接的必要経費には含まれません。〕

《提出先》

- ・スズキ㈱勤務、出向者、海外駐在者 ⇒ スズキ㈱ ソD
- ・工場勤務 ⇒ 工場工務課
- ・関連会社、代理店勤務 ⇒ 事業所総務課
- ・任意継続 ⇒ スズキ健康保険組合

被扶養者から除く申請をする場合

次に該当する方は、被扶養者から除く申請が必要です。下表の書類を提出願います。

- ① 雇用保険の失業等給付を日額 3,612 円以上受給することになった
(60 才以上や障がい年金受給者は年金と合わせて日額 5,000 円以上)
- ② 勤務先で保険証が発行された
- ③ 月収 108,333 円(130 万円÷12 ヶ月)を超え、このまま継続すると年収 130 万円以上になる
(60 才以上や障がい年金受給者は年金と合わせて月収 150,000 円、年収 180 万円以上)
- ④ 前年の収入が 130 万円を超えてしまった
(60 才以上や障がい年金受給者は年金と合わせて年収 180 万円以上)
- ⑤ 離婚、死亡、対象者の結婚により扶養でなくなった
- ⑥ 別居の方で、被保険者からの送金額よりも収入額が多くなった
- ⑦ 日本国内に住民票がない、または生活の基盤が海外になった(駐在帯同者、留学、ボランティアを除く)

申請対象者の状況	必要書類			
	健康保険被扶養者(異動)届*	対象者の保険証(当健保発行)	雇用保険受給資格者証(写)	勤務先の保険証(写)
上記①に該当	○	○	○	
上記②に該当	○	○		○
上記③④⑤⑥⑦の何れかに該当	○	○		

*複写式のため事業所(所属)もしくは健康保険組合より取り寄せ願います。

《提出先》

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ・スズキ(株)勤務、出向者 ⇒ スズキ(株) ソD | ・工場勤務 ⇒ 工場工務課 |
| ・関連会社、代理店勤務 ⇒ 事業所総務課 | ・任意継続 ⇒ スズキ健康保険組合 |